

防災・危機管理調査特別委員会資料

(平成24年10月11日)

【 件 名 】

- 1 原子力災害及び津波災害時における教育委員会・学校の対応について
(教育総務課)

教 育 委 員 会

原子力災害及び津波災害時における教育委員会・学校の対応について

平成24年10月11日

教育総務課

1 学校での対応

原子力緊急事態宣言が出た段階で休校措置とし、学校単位で避難を実施することを原則としながら、災害の状況・規模に応じて以下のとおり対応する。

- (1) 学校が所在する地域に避難指示が出された場合
⇒速やかに学校単位でUPZ圏外（概ね30km）の安全な場所へ避難。避難完了後、児童生徒の保護者への引き渡しを開始。
- (2) 津波等の複合災害が予想され、緊急で避難する必要がある場合
⇒速やかに学校単位で避難を開始する。避難完了後、児童生徒の保護者への引き渡しを開始。
- (3) 学校が所在する地域に屋内退避指示が出された場合
⇒指示に従い屋内に退避。避難指示に移行した場合は（1）により避難開始。
屋内退避指示が解除となった場合は、速やかに児童生徒の保護者への引き渡す。
- (4) 学校が所在する地域に何も指示が出ていない場合
⇒速やかに児童生徒を保護者に引き渡す。

2 「学校における危機管理対応について（参考指針）」作成スケジュール

月 日	内 容
6月28日	第1回児童生徒避難計画WG会議開催 （関係課：教育総務課、教育・学術振興課、子育て応援課） ・児童生徒等の避難の基本的な考え方
7月30日	第2回児童生徒避難計画WG会議開催 ・原発避難PT会議の結果を踏まえた、児童生徒等の避難の考え方の修正 ・指針作成の方向性の確認
8月20日	第3回児童生徒避難計画WG会議開催 ・指針（案）の内容確認、今後のスケジュール観の確認
10月4日	第1回米子市・境港市との打合せ ・方針の説明、意見交換
10月中旬	第2回米子市・境港市との打合せ ・米子市、境港市の意見を踏まえた修正案の検討、意見交換
10月下旬	関係課との最終調整 ・移動手段となるバス等の手配、避難物資調達の手配
10月末	学校における危機管理対応マニュアル完成
11月以降	各学校で行動計画を策定

原発事故発生から避難完了までのスキーム

